

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準の 見直しについて

平成30年1月17日
水・大気環境課

【概要】

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号）に規定するカドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準（以下「暫定排水基準」という。）が、平成29年11月30日に適用期限を迎えたことから、これとの整合性を図るため、大気汚染防止法に基づく排出基準及び水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和50年福島県条例第18号。以下「上乗せ条例」という。）に基づくカドミウム及びその化合物に係る排水基準（以下「上乗せ排水基準」という。）を見直すものである。

第1 水質汚濁防止法に基づく排水基準について

1 概要

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）では、公共用水域の水質汚濁の未然防止の観点から、人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（カドミウム及びその化合物等28項目、以下「有害物質」という。）及び水の汚染状態を示す項目（生物化学的酸素要求量等15項目）について、公共用水域に排出される特定事業場の排水水に対して、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）に規定する全国一律の排水基準（以下「一般排水基準」という。）を適用している。
- 有害物質であるカドミウム及びその化合物は、平成26年12月1日から一般排水基準が0.1mg/Lから0.03mg/Lに強化されたが、この際に、この基準を直ちに達成することが困難な4業種に対して、暫定排水基準が設定された。
- 今般、カドミウム及びその化合物に係る暫定排水基準の対象4業種のうち、3業種（非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）、非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る。）及び溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る。))について、平成29年11月30日に適用期限を迎え、一般排水基準に移行した。

2 見直しの内容

表1に掲げる3業種に係る暫定排水基準が平成29年11月30日に適用が終了し、平成29年12月1日から一般排水基準（0.03mg/L）に移行した。

表1 カドミウム及びその化合物に係る法に基づく排水基準 (単位：mg/L)

業種	法に基づく排水基準	
	H29. 11. 30 まで (暫定排水基準適用)	H29. 12. 1 以降 (一般排水基準に移行)
非鉄金属第1次精錬・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09	0.03
非鉄金属第2次精錬・精製業 (亜鉛に係るものに限る。)	0.09	
溶融めっき業(溶融亜鉛めっき を行うものに限る。)	0.1	

第2 上乘せ条例に基づく排水基準について

1 概要

- ・ 法第3条第3項では、都道府県知事が地域の実情に応じて法の一般排水基準よりも厳しい上乘せ排水基準を定めることができる旨規定しており、本県では、県内の公共用水域の水質保全を積極的に図る観点から、昭和50年に上乘せ条例を制定し、上乘せ排水基準を設定している。
- ・ カドミウム及びその化合物については、法の暫定排水基準が適用される4業種に属する特定事業場に対し、上乘せ排水基準を定めている。
- ・ 今般、カドミウム及びその化合物に係る法の暫定排水基準の対象4業種のうち、3業種が平成29年11月30日に適用期限を迎え、一般排水基準に移行したことから、これとの整合性を図るため、上乘せ排水基準を見直すものである。

2 カドミウム及びその化合物の排出実態について

カドミウム及びその化合物に係る上乘せ排水基準が適用される特定事業場は、県内に2事業場(平成29年10月31日現在)あり、直近の水質調査結果ではいずれも検出されなかった。

表2 カドミウム及びその化合物の排出実態 (単位：mg/L)

業種	水域	特定事業場数	水質調査結果 (H24. 4. 1～ H29. 10. 31)	上乘せ排水基準
非鉄金属第1次精錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	D水域	1	<0.005～0.007	最大0.05
非鉄金属第2次精錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	B水域 (日橋川に係るもの)	1	<0.003～0.007	日間平均0.05

B水域：阿賀野川及びこれに流入する公共用水域(C水域を除く。)

D水域：いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

3 見直しの内容

(1) 改正案

上乘せ条例別表第2の2で定める上乘せ排水基準から、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業及び溶融めっき業に係るカドミウム及びその化合物の上乗せ排水基準を削除する。

表3 カドミウム及びその化合物に係る上乘せ排水基準の見直し案

施設の種類	現行				改正案			
	B水域		D水域		B水域		D水域	
	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大
非鉄金属第1次製錬・精製業及び非鉄金属第2次製錬・精製業に掲げる施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「令」という。）別表第1の第62号に掲げるものであって亜鉛に掲げるものに限る。）	0.05 （日橋川に係るものに限る。）			0.05	削除			削除
令別表第1に掲げるその他の施設（金属鋳業及び溶融めっき業であって溶融亜鉛めっきを行うものに限る。）	0.05 （日橋川に係るものに限る。）		0.05		0.05 （日橋川に係るものに限る。） ※金属鋳業のみ適用		0.05 ※金属鋳業のみ適用	

B水域：阿賀野川及びこれに流入する公共用水域（C水域を除く。）

D水域：いわき市地先海域及びこれに流入する公共用水域

(2) 改正の理由

カドミウム及びその化合物に係る法の暫定排水基準の対象4業種のうち、3業種が平成29年11月30日に適用が終了し、一般排水基準に移行したことにより、当該3業種に係る上乗せ排水基準(0.05mg/L)が法の一般排水基準(0.03mg/L)よりも緩い値となったため、当該上乗せ排水基準を削除するものである。

4 施行予定日

公布の日から施行